

メタバース空間を活用した埼玉県「逸品」PR 業務 仕様書(公募用)

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上契約を締結する。

1 業務名

メタバース空間を活用した埼玉県「逸品」PR 業務

2 目的

県内にある「逸品」の魅力を、メタバース空間の「バーチャル埼玉」で県外の方へ発信することで、「食べたい」「買いたい」「行きたい」の気持ちを喚起させ、埼玉県の「ファン(応援者)」、関係人口の持続的な増加を図る。

*「逸品」:県内各地の魅力的な「食」・「コト」・「モノ」のこと。

*「バーチャル埼玉」:

<https://virtual-saitama.pref.saitama.lg.jp/>

3 期間

契約締結日から令和8年2月28日

4 委託業務内容

(1) トークイベント

ア 実施内容の企画

- 埼玉県内にある「逸品」の生産者が、生産に至るまでの背景等を語り他にはない魅力をPRするトークイベント(1回以上)を提案し、実施すること。なお、取り上げる「逸品」は「食」「モノ」の中から、県と協議の上決定する。
- 埼玉県の「逸品」の魅力が広く県外に伝わるよう、トークイベントの内容・発信方法等の提案を行い、実施すること。
- トークイベントには本県にゆかりのある著名人を出演させること。著名人の候補者を提案し、調整すること。
- 参加者と「逸品」の生産者や著名人がチャットで双方向のやり取りができるような企画とすること。(トークイベントの出演者のみ音声を出すことが可能。)
- トークイベントを行う場所は、「アリーナ」(同時に500名の収容が可能。)または「出展エリア」(同時に100名の収容が可能。)とすること。
- 参加者が埼玉県の応援者(県産品の購入、ふるさと納税の寄附、県内への訪問等)となるような仕掛けを工夫すること。
- イベント当日は、エントランスに受付を設置する等、空間に入った方がイベント会場に向かえるよう補助すること。

- ・ 演出等で参加者の離脱を起こさないような工夫を行うこと。
- ・ イベントの運営を妨げる参加者が出現した際の対応方針を示すこと。
- ・ 最終的な実施内容の決定は、県と協議の上行う。

イ 広報

- ・ 集客のための広報は出演する著名人本人の SNS での発信を行うこと。その他の効果的な広報手段についても提案すること。

(2) スタンプラリー

ア 実施方法の企画

- ・ 「蔵造ブースエリア」で複数のブースを巡った方に抽選で埼玉県が選定する県産品(20個以上)をプレゼントするスタンプラリーの実施方法を提案し、実施すること。なお、ブース数は5ブース以内で県が決定する。
- ・ 期間については、最長3か月間とする。
- ・ 受託者が行う応募フォームの作成、集計、発送業務について効率的な実施方法について提案すること。
- ・ 最終的な実施内容の決定は、県と協議の上行う。

イ 広報

- ・ 集客のための広報は、(1)のトークイベントに出演する著名人の SNS での発信を行うこと。その他の広報があれば提案すること。

(3) ツアー

ア 実施内容の企画

- ・ (1)のトークイベントや(2)のスタンプラリーを巡るツアーを企画し、実施すること。
- ・ バーチャル埼玉内でのツアーの案内については、県が設置するアバターを活用し、実施すること。
- ・ ツアー当日は、空間に入った参加者がスムーズにツアーに参加できるよう工夫すること。
- ・ 最終的な実施内容の決定は、県と協議の上行う。

イ 広報

- ・ ツアー参加者の募集は本県のふるさと納税の寄附者への周知や県 HP での広報により行うことを想定しているが、その他、効果的な募集媒体等があれば提案すること。

(4) 360度動画

- ・ バーチャル埼玉「アウトドアエリア」内に設置している長瀬ライン下りの 360 度動画*を参考に、埼玉の「コト体験」を発信する 360 度動画を1本以上作成すること。
*長瀬ライン下りの 360 度動画(YouTube)
<https://www.youtube.com/watch?v=1lftZoKEGqw>
*動画の設置場所は「蔵造ブースエリア」を想定。
- ・ 最終的な実施内容の決定は、県と協議の上行う。

(5) 追加提案取組

- (1)～(4)のほか、本事業効果を高められる効果的な取組を提案し、実施すること。

(6) その他

- ・ (1)～(5)を実施するにあたり、本事業効果を高められるメタバース空間ならではの工夫を行うこと。

- (1)～(5)を実施するにあたり、参加者からのお問い合わせ対応、空間内での来場者対応、参加者の管理、トークイベントの進行など、仮想空間におけるイベント全般の運営を行うこと。

5 スケジュール

(1)及び(3)については、「バーチャル埼玉」における県の他のイベントと同時に開催する可能性があるため、9月～1月の間での実施を想定している。詳細のスケジュールについては、委託者と協議・調整を行い決定すること。

6 KPI (Key Performance Indicators)

目標とする延べユーザー数は必ず設定するものとし、1,260 を基準値とし、基準値以上の値を提案すること。

(参考)「バーチャル埼玉」における令和6年4月～11月延べユーザー数の月平均:2,830

7 成果物

本業務の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。

なお、全て電子データで納入すること。

成果物	内容	納入時期
①業務実施計画書	業務の実施体制・実施内容・スケジュールを業務実施計画としてまとめたもの	契約日以降、速やかに
②広報活動用の画像又は動画(電子データ)	広報活動で活用するためのバーチャル空間・コンテンツの体験デモ画像又は動画	契約日以降、速やかに
③4(1)及び(3)に係る企画書及び進行シナリオ	実施するイベントについてまとめた企画書及び進行方法を記載したシナリオ	契約日以降、速やかに
④業務実施完了報告書	本業務の実施経過・実施結果の実績をまとめた報告書	令和8年2月28日までに
⑤議事録	委託者と受託者とが協議を行った場合、受託者が議事録作成を行い、委託者へ提出すること。	協議後速やかに
⑥本業務において作成した画像や動画等のデータ一式	360度動画など	作成後、速やかに

8 留意事項

本業務を行うに当たって次の各事項に留意すること。

- (1)業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定すること。なお、実施する業務内容については、事業者から提案された内容をもとに県と協議の上

決定する。

- (2) 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者(県との連絡調整担当者)を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- (3) 業務実施にあたり必要となる一切の経費は受託者の負担とする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
- (5) 業務の遂行にあたっては、県と十分協議・連絡をとること。

9 成果物の帰属・個人情報の取り扱い等

- (1) 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。なお、著作料が発生する場合は受託者が支払うこととする。
- (2) 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は原則として全て県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真等を使用した場合、当該写真等についてはこの限りではない。
- (3) 受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果物以外に使用する場合には、県と受託者で協議・許諾等を要するものとする。
- (4) 受託者は、県が成果物を使用するにあたり著作者人格権を行使してはならない。
- (5) 本件に使用する写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、委託者、受託者の両者が協議にて、本委託業務終了後の取り扱いを検討することとする。第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (6) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後に肖像権や個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。
- (7) 委託業務により得られた個人情報や調査データ等全てについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (8) 委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。
- (9) 受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)の適用を受けるものとする。

10 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務実施体制
受託者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。
- (2) 業務実施計画書
受託者は、業務の開始に当たっては、本業務の実施における具体的な業務工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。本業務における契約締結後、速やかに着手し、業務工程表に従い完了させること。

(3)本業務に係る委託者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、委託者と緊密に連絡をとりながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

なお、受託者は、業務着手時、成果品の取りまとめ時及びその他必要に応じて、委託者との打合せ及び協議を行うものとする。

(4)再委託について

業務の主要な部分や契約金額の相当部分を、他の法人等に再委託することは認められない。ただし、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待されるときは、委託者と協議し、承認を得ることにより認めることとする。

11 その他

(1)この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県及び受託者双方が協議して決定する。

(2)県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び受託者双方で協議し対応を決定する。